

提 言

I. 基本認識

戦後60年を迎え、わが国の経済・社会構造が歴史的転換期にある今、これからの日本のあり方を考えることなしに、内外の諸課題、それも相互に影響し合い、複合化している重要課題を解決することはできない。グローバリズムが進展する一方で、ナショナリズムが高まりを見せる混沌とした世界の中で、日本と日本人は国家の将来像をどう見据え、国際社会のなかでどのような位置を占めていくのか。

本年の関西財界セミナーにおいて合意をみたように、われわれは、『自立自尊』の国家として、うちにあつては地域・個人が自立した活力ある社会を実現するとともに、そとにあつては国際社会の平和と安定に貢献することを目指す。

敗戦から60年、保守合同から50年が経過した。この間、われわれはこの国のあり方と正面から向き合うことなく過ごしてきたともいえる。昨年11月には、自民党の新憲法草案が立党50年の党大会で正式決定されるとともに、それに先立つ10月には、民主党の憲法提言が発表された。この機会をとらまえて、われわれ各人がこれからの「日本のあり方」と正面から向き合い、その主体的意思を明確にした上で、憲法をはじめとした国の基本的枠組みの再整備に向けた議論を始めるべき時にある。

関西経済同友会では、一昨年来「憲法改正問題研究会」を設置し、国家・社会像の基本となる憲法のあり方について、調査研究活動を行ない、昨年5月にはその成果を中間報告「国民的議論を巻き起こし、21世紀を強靱に生き抜くわが国の礎を」として取りまとめた。

本委員会では「憲法改正問題研究会」での成果を踏まえ、昨年6月以来、これからの「日本のあり方」を、われわれが現実には直面する具体的問題に即しつつ、論点を大きく切り出して検討を行なってきた。本提言が、憲法をはじめとする国の基本的枠組みや、「個人」と国、地域、家庭をはじめとする「共同体」との関係についての活発な国民的議論の一助となることを期待している。

Ⅱ．問題の所在

われわれは、わが国が現実には直面する課題を、「経済・社会政策」、「外交・安全保障」、「教育・人材育成」の単位で大きく切り出し、その背後にあるものを明らかにした上で、これからの日本のあり方を考えていく。

(1) 経済・社会政策

〔直面する課題〕

成長経済が終わりを迎え（今後の実質GDP成長率は1%台半ば*1）、少子高齢化が急速に進むなか、国と地方の債務残高は昨年度末には対GDP比150%を越え、国民の間では限られた富（パイ）の給付と負担にアンバランスが発生し、これまでの「均一的配分主義」を維持することが困難となった。これに対する現在の主たる論調は、グローバルスタンダードに基づき、効率性と営利性を追求し、成長モデルを維持しようというものである。

しかし、その一方で日本を支えてきた経済・社会モデル、世界に類を見ない平等社会や長寿命社会を実現してきた日本型システムの長所を考えあわせれば、今後わが国が取るべき選択肢はこれのみではないだろう。われわれは、これまでのシステムの長所を残しつつ、社会の安定と将来の成長に向けた新たな均衡を模索しなければならない。さらに、今後、財政規模が縮小していく（2012年にはプライマリーバランスの達成を目指す）なか、もっとも効率的で付加価値の高い資源配分を行うために、中央政府と地方政府の役割はいかにあるべきか、国と地方の関係もまた大きく見直されることとなる。

わが国の新たな経済・社会モデルおよび国と地方のあり方について、そのリスクとあわせ、国民にわかりやすく提示した上で、国民の主体的意思に基づいて、これからの方向性を確定させていかねばならない。

〔背後にあるもの〕

戦後の高度経済成長の背後には、行政指導、政策金融等に代表される護送船団型、官主導の経済運営があり、またその果実をできるかぎり均等に配分することこそが国の最大の役割ととらえられてきた。しかしそのような、国、官に依存した経済・社会システムは明らかに行き詰まりを見せている。

1985年のプラザ合意以降、双子の赤字の解消を目指すアメリカの要請に応えるかたちで、わが国では一貫して内需主導型の経済成長が唱えられたが、この間、「金融自由化」や「IT革命」等、90年代にアメリカが世界に向けて提示した戦略的見取り図を、わが国は主体的に提示することができないまま、今日に到っている。現在の巨額の財政赤字自体、何が何でも内需主導の経済成長を達成しようとした結果発生した悲惨な負の遺産という一面を持っている。

その意味で現在われわれが直面する課題の背後には、国家の財政状況が悪化し、国民の間での富の均一的配分がもはや困難となるなか、国・官へ過度に依存した状況をいかにして脱却するかという問題がある。

経済がガバナンスを回復し、長期的低迷を脱しつつある今こそ、これまでの日本型システムの長所を踏まえつつ、これからの日本が持つべき戦略的見取り図とは何かを明らかにした上で、民間の活力と個人の自立性の発揮により、新たな富の創造と社会の活性化を進め、これを実現することが求められている。

少子高齢化、人口減少社会を迎える日本が、世界のなかで引き続き存在価値を発揮していくためには、現場実践力に基づく技術革新や新たな付加価値の創造に注力するとともに、多様で活力ある社会を実現し、魅力ある文化や経済活動を創出することで、個性豊かな国家を実現しなければならない。また、生活者としての国民が地域を誇りに思い、その運営に積極的に関与、参画をしよう、「道州制」の導入をはじめとする地方分権を積極的に推進し、東京一極集中型の国家運営を見直さなければならない。

(2) 外交・安全保障

[直面する課題]

冷戦構造終焉後に現れた、核、北朝鮮、イラク、アフガニスタン、中国・台湾問題。こうした外交・安全保障に関する問題への対処として、日本はどのような道を取りうるのだろうか。

現在の超大国アメリカ一極構造に変化があるのかどうかを見極めつつも、これまでわが国がアメリカの傘の下で「自国の平和」と「経済の成長」を実現してきた現実を踏まえれば、日米の同盟関係が今後も必要不可欠なものであるということは、広く国民の認めるところである。今後もアメリカは自国の世界戦略に基づき、相応の義務の履行を日本に求めてくるであろう。この時、日本はこれまでのODAや「人間の安全保障」*2といった平和貢献を基軸として、中国、韓国、台湾等アジア諸国との新たな関係の構築を目指し、アメリカ、ロシア等超大国とは異なる位置取りから、国際秩序の安定に寄与することが、国際政治におけるパワーバランスの観点からも求められている。また、その際には、対外インテリジェンス(情報)戦略の抜本的な見直しや、情報ネットワークの再構築も欠かすことはできない。

国民自らが世界における日本の役割を主体的に決定し、自国の安全を確保するとともに、世界の平和に貢献する道を考え出さなければならない。

[背後にあるもの]

これまでわが国は、憲法9条と日米安全保障条約の両立を前提に、アメリカの傘の下での経済大国を実現してきた。それは、戦後の厳しい国際政治の現実のなかで、国の復興を目指す、現実主義的、実利的な選択であった。しかし、当会「憲法改正問題

研究会」中間報告にも述べたとおり、わが国の国際社会におけるスタンスとわが国をとりまく外交・安全保障の環境が大きく変化するなかで、「憲法とわが国の実態に大きな乖離が生じており、このような乖離を放置・看過することの悪影響ははかりしれない」ものがある。国民的合意を得ることなく、詭弁やなし崩しで憲法をすり抜ける政治的判断は国民の間に修復不能な大きな溝を作るとともに、国際社会における日本の国家像をさらに不透明化させるため、国益にそぐわない。

現実には、EEZ(排他的経済水域)を含めば世界で6番目に大きな国土の防衛のために、わが国は152隻(41.5万トン)の艦船と500余機にのぼる航空兵力を有し、14万6千の陸上兵力を擁する自衛隊(2003年3月現在)を保持している。その維持のため、世界でも上位の軍事予算規模*3を持ちながらも、これに憲法典上明確な位置づけを与えることなく、自衛隊を軍事組織として機能させるための法体系の整備も十分にはなされていない。また、日米同盟を磐石なものとするために、米軍との連携の緊密化が進められる一方で、国家安全保障上、最も重要な集団的自衛権の行使については、いまだ放置されたままである。

このことは、実際の安全保障上の活動の妨げとなるばかりでなく、安全保障に関する議論が「平和主義勢力」と国家主義的議論との不毛な国論の分裂にしかならず、現実根ざした健全な議論となることを困難なものとしている。同時に対外的には、日本の国家像を不透明化させ、実態とは乖離した「定見なき軍事大国化」といった不気味な姿として、諸外国の目に映ることにもつながっている。

十分な国民的議論を経た後、国の内外に対して、これからのわが国の安全保障のあり方、すなわち必要な自衛軍を保持すること、および法律上厳重な制限を設けた上で、世界の平和と安定に貢献するという目的の範囲内で集団的自衛権を行使するということを明示し、憲法とわが国の実態との乖離を埋めるべきである。

(3) 教育・人材育成

[直面する課題]

新たな経済・社会システムの構築、外交・安全保障の基軸の明確化という、この難局を乗り切るためには、明日の日本を担う、グローバル・リテラシーを有するリーダー人材の育成が必要不可欠である。しかし、実際の教育の現場では、学力の低下や引きこもり等、様々な問題が生じ、将来を見据えたあるべき姿と現実の間には大きな隔絶がある。そしてさらに、若年層の失業率の上昇(その一方で単純労働者の不足)や、就業先が流動化している層の高齢化に加えて、ニートと呼ばれる、教育を受けない、就職しない、教育訓練を受けない若者が増加(2002年現在で64.7万人*4)するなど、明日を担うべき層の多くが、自身の人生について、確固たるイメージを持てず、働くことの意味を見失いつつある。

また、少子化による若年層人口の減少は、生産人口の減少に直結するとともに、賦課方式を採用する現在の公的年金制度において、現役世代の負担の増加が消費力

の減少を招き、国力の低下につながる。若年層における不就業者の増加はそれをさらに深刻化させることとなる。その一方で、開発途上国では人口爆発、食糧増産のため、環境破壊が拡大し、地球環境に憂慮すべき事態が進行している。

このような状況に陥った原因を考察した上で、政府、民間、学校、地域社会、家族が果たすべき役割を明らかにし、具体的施策につなげていくことが必要である。

[背後にあるもの]

教育について考えることは、教育する側の「価値観」を問い直すことである。

戦後、経済の成長、個人の豊かさの実現を第一義に追求してきた結果、われわれはこれまで社会全体で有してきた、大小様々な共同体との関わりを希薄化させてきた。学校においても、地域社会においても、さらには家庭においても、人間と人間との関係が希薄化し、その重要性を認識できない個人が増加している。特に、家庭において、個人の私生活の豊かさの実現を目指した親自身が、成熟経済へ移行する中で目標、自信を喪失し、子供に伝えるべき価値観を見失っている。個人主義を重視するあまり、共同体を構成する一員としての個人の存在を伝えることができないでいる。ニート、フリーター等の若年層問題は、共同体との関係を希薄化させた親の世代の問題であり、その世代を作り上げた教育の問題でもある。

思えば、明治維新を牽引した若者は江戸260年の多様な藩教育が生み出したものであったし、また戦後復興を成し遂げた人材は戦前の旧制高校を中心とする高等教育の成果であった。新たな時代を担った人材の輩出は前時代の教育の賜物であり、その教育思想は未来に向けて脈々と受け継がれるべきものである。

われわれは、わが国の歴史や伝統、自らが歩んできたその軌跡を踏まえ、真の豊かさとは何かを問い直すとともに、自らの生活・行動様式を見定め、これからの共同体(家庭や学校、地域社会、そして国家)と個人の関係はいかにあるべきかにまで立ち返った検討を行なわなければならない。

Ⅲ. 根本課題

これまでに述べた「経済・社会政策」、「外交・安全保障」、「教育・人材育成」に関する課題は、表面的には国内外におけるそれぞれ別個の重要課題として、われわれの眼に映る。しかし、その背後にまで目を向ければ、それらには同根の問題があることに気付く。

すでに見たように、「経済・社会政策」における課題の背後には、国家の財政状況が悪化し、富の均一的配分がもはや困難となるなか、地方・民間・個人の活力を引き出すために、国・官へ過度に依存した状況をいかに脱却するかという問題がある。また「外交・安全保障」では、国家の安全保障を米国に依存する一方で、憲法9条と実態との乖離が発生し、国際社会におけるわが国の国家像を不透明化させてきたという問題がある。さらに「教育・人材育成」においても、物質的な豊かさを実現した親自身が次代に伝承すべき価値観を見失っているという根源的な問題がある。

これらの課題はそのいずれもが、戦後60年間、われわれが国家のあり方に正面から向き合うことなく、『自立自尊』の思いを欠いた状態で、対症療法的な対応に終始した結果生じたものであるといえる。

すなわち、憲法の前文に「諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持」することを基本精神として掲げ、これを放置してきたことに象徴的にあらわれているように、われわれが戦後60年、戦争の総括を避け、戦後経済復興の流れのままにやってきたことの帰結にほかならない。今われわれは、戦争の総括を行っただけで、国際社会から地域社会にいたるまで、国内外における「共同体」を再生し、その構成員としての責務を確認するとともに、それらを前向きに支える意識の確立を目指すべき時にある。

その意味において、わが国が現実には直面している種々の具体的問題は、国民が「日本のあり方」に対峙し、そのあるべき姿を主体的に議論し、共有することなしに抜本的な解決には到り得ないのである。

戦後のわが国を代表する国際政治学者であり、関西の生んだ知の巨人であった故高坂正堯京都大学教授は、『各国家は力の体系であり、利益の体系であり、そして価値の体系である』と語っている。

われわれが前章で切り出した3つの直面する課題は、それぞれこれらの国家の側面に対応するものである。すなわち、『力の体系：国民の生命、財産を守る(安全保障)』、『利益の体系：国民の福祉を向上させる(経済・社会政策)』、『価値の体系：国民が結束し、よりどころとなる価値の基準を示す(教育・人材育成)』に即して、過去、現在を捉え、未来を見据えようとする試みである。

(利益の体系、力の体系)

振り返ってみれば、われわれは戦後長らく、国家に対して『利益の体系』としての役割(国民の福祉を向上させること)を突出して求めてきたことに気づく。「富の創造とその再配分」が国に期待する最大の役割であり、その結果として、国内外で専ら利益誘導を軸に政治が進められることとなった。

戦後の国際政治情勢のなかで、『力の体系』としての国家のあり方(国民の生命、財産を守ること)に正面から向き合うことを意図的に避け、この60年を切り抜けることができたのは、東西冷戦構造下で自由主義経済体制の一員として活動できたがゆえに他ならない。しかし、その一方で、『力の体系』としての国家の役割を見過ごしてきたことは、前述のとおり国家としての大きな歪みを生むことにもつながった。

国家の役割としての『利益の体系』の偏重に歯止めをかけ、『力の体系』の軽視を改めて、それらのバランスを取ろうとする試みは、90年代に入り、「普通の国家」という概念で明確に主張されるようになった。現小泉政権の「改革」の方向性も、道路公団・郵政民営化などによる『利益の体系』の肥大化の防止と、テロ特措法や有事関連法の整備など『力の体系』の再認識をあわせ持つものとなっている。

こうしたなかで、与野党において9条を中心とした憲法改正についての議論が具体化しつつある。われわれは不毛な国論の分裂を乗り越えた、真に建設的な安全保障のあり方についての議論が可能となることを期待する。

(価値の体系)

しかし、『力の体系』以上に、これまで省みられることがなかったのは、『価値の体系』としての国家のあり方(国民が結束し、よりどころとなる価値の基準を示すこと)である。われわれが戦後60年にわたり、あるいはそれ以前から築き上げ、維持してきた豊かさ、小さな所得格差、長寿・健康社会、今なお残る美しい国土と自然環境、歴史と伝統文化等は、わが国の特質ともいえるものである。しかし、われわれはそれらを統合し、国民として共有しうる価値観として捉え、主張することを怠り、いまなおそれができないでいる。

そして今、家庭や地域などの共同体は少なからず溶解し、価値を伝承すべき教育の現場に混乱が生じるとともに、われわれ自身が戦後60年に何がしかの「虚しさ」を感じ、その成果に自信を持てないでいる。また対外面では、国際社会におけるわが国の立ち居振る舞いの「確信」を奪い、過去の行為に対する贖罪と正当化の間で立ち往生することにつながり、わが国が国際社会において信頼される国となるための大きな足かせとなっている。

物質的に豊かで安心して生きるだけではない、共同体を構成する一員として「善く生きる」ための堅固なモラルの回復が求められている。当然それらは、与えられるものではなく、国民によって自覚的、主体的に構築され、共有されるべきものである。また、日々の暮らしや、様々なレベルでの共同体に根ざし、自然環境、戦前・戦後を含む歴史風土を踏まえて築かれるべきものである。

関西経済同友会は、かねて自己決定、自己選択、自己責任を基軸とする新たな社会システムとして地方分権の推進を積極的に提言し、21世紀の社会像として、国民・市民が主体的に参画する社会構造の必要性を主張してきた。そうした国民の手による『自立自尊』の国家・社会を築くためには、『利益の体系』、『力の体系』における他者依存の歪みを正すとともに、その大本にあるべき『価値の体系』に国民が正面から向き合い、自ら共同体の価値を紡ぎ出す努力を行うことが不可欠である。

その意味で、国際政治の現実のなかで一定の地位を占めようとする『力の体系』に対して、『価値の体系』は、国家のアイデンティティーに関わる部分を除き、自立し、歴史と風土に根ざした「地方」によってこそ担われるべきである。国と地方のあり方を再構築し、国の役割を本来果たすべきもの、たとえば外交、安全保障、防衛、通貨管理、司法等に重点化し、内政を広く地方に委ねる「道州制」の導入が強く求められる。

現在、憲法9条の改正を中心とした改憲が政党レベルで具体的に議論されている。憲法改正のプロセスが明らかになりつつあることは、国の将来に向けての大きな前進であり、今後ともこの流れを慎重かつ着実に具体化していくことが必要である。しかし、特に9条改正について、いまだ国民の間に逡巡*5が見られるのは、憲法問題の核心が浸透せず、どのような国を目指すのかについての議論が十分とは言えないからである。

すでに論じたように、憲法9条の改正は国のあり方を定めるうえで必要な条件ではあるが、十分ではない。その上に立った『価値の体系』としての国のあり方、国家像についても、国民によって広く議論されなければならないのである。

IV. 提 言

今われわれが明らかにすべき国家像は、安易に外部の価値観を受容するものでも、また排他的に自らの価値に固執するものであってならない。それは人権や民主主義といった近代国家としての普遍の原理と、わが国の歴史、伝統文化、自然風土に根ざした価値を踏まえたうえで、それらをともに成り立たせる新たな価値の体系として再構築され、国際社会に対して主張されるものでなければならない。同時にそのことを物質的な豊かさを追求するなかで揺らぎつつある、家庭、地域社会といった身近な共同体を再生し、われわれ自身が「善く生きる」とは何かを問い直す一つの契機とすべきである。国家としての共同体を再生すると同時に、われわれが自身の生き方を実感できる身近な共同体を再生することが求められている。

これにより、われわれは、他者に依存するのではなく、自らが共同体をよくしようという思いを抱き、気概をもって行動する『自立自尊』の国家として、そとにあっては国際社会の平和と安定に貢献し「信頼される国」となることを目指すとともに、うちにあるのは地域・個人が自立した「多様で活力ある国」となることを目指す。

提言1 われわれは、国際社会から「信頼される国」となることを目指す。
このため、国際社会という共同体の『自立』した一員として、国の内外に対してこれからのわが国の安全保障のあり方を明らかにするとともに、憲法とわが国の実態との乖離を埋め、「信頼される国」となる前提条件の整備を進めるべきである。

われわれは、国際社会という共同体において、自立した一員にふさわしい安全保障上の条件整備を行うとともに、偏狭なナショナリズムを克服し、開かれた姿勢で、異質な文明や文化に対する受容性の高さを発揮して、既存の超大国とは異なる位置取りから、軍事力を背景とした対立軸で外交を展開するのではなく、紛争防止や多国間協力等、多元的で、融和的、共生的な外交を通して、世界の平和と安定に貢献し、国際社会において、「信頼される国」となることを目指す。

わが国における憲法と安全保障上の実態の乖離は、対外的には日本の国家像を不透明化させ、「定見なき軍事大国化」という不気味な姿として、諸外国の目に映ることにもつながっている。このため、まずは広く国民が、これからのわが国の安全保障のあり方、すなわち必要な自衛軍を保持すること、および世界の平和と安定に貢献するという目的の範囲内で集団的自衛権を行使することについて、十分な議論を行った後、憲法上その位置づけを明確化することで、わが国の実態との乖離を埋め、国際社会において真に「信頼される国」となる前提条件の整備を進めるべきである。

同時に、独自の歴史と伝統のうえに、人権や民主主義をはじめとする普遍的価値を導入し、成熟した近代国家を築き上げてきたわが国の経験を踏まえ、多元的で寛容な国際社会のあり方と、それに向けてのわが国が果たすべき役割を明確にし、実践することで、好ましい国際環境の構築を目指すべきである。

提言2 われわれは、個性豊かな地域で構成される「多様で活力ある国」となることを目指す。
このため、国と地方の関係においても、『自立自尊』の観点から、「道州制」の導入について、憲法上その位置づけを明確化するとともに、国および都道府県の首長は、これからの国のあり方を共有した上で、互いに協調して実現に向けた具体的行動を起こすべきである。

成長経済が終わりを迎え、少子高齢化が急速に進むなか、国と地方の債務は山積み、富の均一的な配分を維持することが困難となった。このような現況において、われわれは、引き続き技術の革新や新たな付加価値の創造を通して、魅力ある文化や効率の高い経済活動を実現し、諸外国から憧れられる存在、「多様で活力ある国」となることを目指す。このため、地域生活者としての国民が地域を誇りに思い、その運営に積極的に関与、参画しうよう、国・官への依存の象徴ともいえる東京一極集中型の国家運営を是正し、「道州制」の導入をはじめとする地方分権を加速化すべきである。

本年2月末には、首相の諮問機関である地方制度調査会が地方分権の推進と効率的な政府の実現に向け、都道府県を廃止して国の権限の移管を目指す「道州制」の導入が適当とする答申を決定した。このこと自体は評価すべきものである。

しかし、「道州制」の導入に関する議論は、経済財政や、国の出先機関の管轄等、現在の国の基本的枠組みの視点に加え、これからの日本のあり方、なかでも共同体の一員としての思いを共有し、それに積極的に参画するという観点から、各地域の歴史や自然風土を踏まえつつ、地域間の連携や諸外国との交流をも念頭においてなされるべきであり、憲法上もその位置づけを明確にすべきものである。

このため、地域ブロックの設定にあたっては、国のあり方についての議論を深め、各地域ブロックが一定の経済規模を有し、『自立』しうる単位であること、また文化的一体性を有し、『自尊』しうる単位であることを基本条件として、広域の「道州制」を導入し、「多様で活力ある国」を目指すべきである。また、国および都道府県の首長は、これからの日本のあり方を共有した上で、部分最適に陥ることなく、互いに協調して実現に向けた具体的行動を起こすべきである。

提言3 われわれは、国や地域社会をはじめとする「共同体」の再生と、自己が属する共同体への親しみや誇りの回復を目指す。
このため、国は義務教育において、共同体を育んできた歴史、伝統文化を明確に位置づけ、それを真摯誠実に教えるべきである。また、親自身が家庭や地域社会において、子どもにそれらを教え、共同体参加の前提としての道義的社会的な責任を身につけさせるべきである。

戦後、経済の成長、個人の豊かさの実現を追求してきたわれわれは、家庭や地域社会をはじめとする共同体との関わりを希薄化させる中で、若年層の失業問題、少年犯罪の凶悪化等、これまで予想もしなかった事態に直面している。学校においても、地域社会においても、さらには家庭においても、人間と人間との関係が希薄化し、その重要性を認識できない個人が増加している。

家庭においては、私生活の物質的豊かさの実現を目指した親自身が、成熟経済へ移行する中で目標、自信を喪失し、子供たちに伝えるべき価値観を見失っている。また、教育現場においても、個人の尊重を重視するあまり、共同体を構成する一員としての個人の存在を伝えることができないでいる。現在直面している課題は、共同体との関わりを希薄化させた親の世代の問題であり、その世代をつくりあげた教育の問題でもある。

国をはじめとする、将来の共同体のあり方を考えるにあたっては、過去の共同体を育んできた歴史、伝統文化等、われわれ自身の歩みを振り返ることを避けて通ることはできない。このため、国は義務教育において、共同体の歴史、伝統文化を明確に位置づけ、それを真摯誠実に教えるとともに、広く国民の間で共有すべきである。

また、われわれ親自身が家庭や地域社会において、子どもにそれらを教え、自己が属する共同体への親しみや誇りを回復させることが必要である。物質的な豊かさに加え精神的な豊かさを実現するためには、単に「自分らしく生きる」ことだけではなく、共同体の一員として「善く生きる」ことが必要であり、そのためには社会をはじめとする共同体との関わりが不可欠であるということを教え、共同体へ参加する前提としての道義的社会的な責任を身につけさせなければならない。

その意味で、先般の教育基本法改正に向けた与党合意において、「公共の精神を尊ぶ」、「わが国と郷土を愛する」ことが明記されたことに加え、家庭教育に関する条文が新規に追加されたことは、評価すべきことである。

提言4 国、自治体、企業、家庭をはじめとする共同体、さらにその構成員である国民一人ひとりが共同体の再生に向けて自覚的に行動しうるよう、憲法を国家と個人の対立関係からとらえるのみでなく、「国のあり方、社会のあり方を包括的に規定」するものとしてとらえ、『自立自尊』の国家となるという意志を、憲法前文において明らかにすべきである。

われわれ国民が、国、地方、地域社会、家庭といった共同体をみなでよくしようという思いを抱き、行動することなしに、現在われわれが直面している重要課題の根本的な解決には至り得ない。主権を有する共同体としての国家のあり方、その外形的、原理的かたちを国内外に明らかにすべき時である。

現在、自民党の新憲法草案や民主党の憲法提言等を契機として、9条のあり方を中心とする憲法改正が政党レベルで具体的に議論されている。併行して、改憲案の国会発議と国民投票の手続きを定める法律の改正、制定の検討が超党派で進められている。憲法改正のプロセスが明らかになりつつあることは、国の将来に向けての大きな前進であり、今後とも幅広い国民的議論のなかで、この流れを慎重に具体化し、明治憲法でも現行憲法でも成し得なかった、真の意味での「国民の手」による憲法の制定を目指すべきである。

しかし、9条の改正は、国のあり方を定めるうえで必要な条件ではあるが、十分ではない。憲法とは何かという憲法観について、国民的な合意を形成することが必要である。近代立憲主義の成立当初において、憲法は公権力の行使を制約するものとして考えられてきた。そのこと自体を否定するものではないが、国家と個人を対立的にのみとらえるべきでないという観点から、憲法もまた、国のあり方、社会のあり方を包括的に規定するものとしてとらえ直すべきである。

このため、数ある憲法改正の論点のなかでも、特にその前文において、共同体としてのあり方を含む国家像の全体を記述し、『自立自尊』の国家を目指すという意志を、過去、現在、そして未来の日本国民と、世界の諸国民に対して明らかにすることが何にもまして重要である。

以 上

* 1

主要国の長期的成長率と名目GDPの推移

	2004年 GDP(兆ドル)	シェア (%)	実質成長率 (%)	実質為替レ ート変化率(%)	2030年GDP (兆ドル程度)	シェア (%程度)
世界(※)	30.0	100.0	—	—	116	100
米国	11.7	39.2	3.0	—	37	32
ユーロ圏(12か国)	9.4	31.3	1.8	—	21	18
日本(経済財政展望 WGケース)	4.7	15.6	1%台半ば	—	10	9
中国	1.6	5.5	6.8	3.9	36	31
韓国	0.7	2.3	4.0	—	3	2
インド	0.6	2.1	4.0	0.6	3	2
ブラジル	0.6	2.1	3.6	0.4	3	2
ロシア	0.6	1.9	3.6	1.8	3	3

実質GDP成長率、実質為替レート変化率は2005～2030年の平均

※世界は上記8か国・地域の合計

出典:『日本21世紀ビジョン』

* 2

国家単位での安全保障ではなく、脅威にさらされている人間一人一人に注目した安全保障の概念。国家・国際社会による保護に加え、各国、国際機関、NGO、市民社会が協力して、人々や社会の能力強化を図ろうとする。1993年3月、日本の主導により国連に「人間の安全保障基金」が設置された。本基金の目的は、人間の安全保障の視点に立って、脅威に取り組む国際機関のプロジェクトを支援すること。

* 3

主要国の国防費

国 名	国防費 (100万ドル)	1人当たりの国防費 (ドル)	国防費のGDPに 対する比率(%)
日 本	35,189	276	0.988
米 国	387,319	1,337	3.5
英 国	45,984	770	2.7
ドイツ	24,851	303	1.1
フランス	34,068	570	2.0

注1 国防費については、各国の予算書、国防報告などによるものであり、ドル換算については購買力平価(OECD公表)を用いている

注2 人口については「ミリタリー・バランス(2003～2004)」などによる。GDPについては各国の予算書などによる

出典:『平成17年版防衛白書』

なお、中国、ロシア、北朝鮮の国防費等については以下のとおり。ただし、上記主要国の数値と比較するものではない。

●中国

国 防 費 106,000百万ドル
一人当たり 90ドル
G D P 比 1.4%

●ロシア

国 防 費 35,570百万ドル
一人当たり 248ドル
G D P 比 2.7%

●北朝鮮(※参考)

国 防 費 392百万ドル
一人当たり 17ドル
G D P 比 1.9%

注)

- ・データは2003年(防衛白書データと比較するため)
- ・中国データ:中国統計年鑑2005年版
- ・ロシアデータ:JCIF(国際金融情報センター)
- ・北朝鮮データ:韓国銀行による推計値
- ・中国・ロシアに関しては、世銀購買力平価(2003年)にてドル換算
- ・北朝鮮に関しては、韓国銀行の推計値(ppp値の公表が無いため)
- ・なお、中国の国防費に関しては、米国防省「中国の軍事力に関する年次報告書(2005)」において「公表されている額の2～3倍」と推計されている。

* 4

ニートと人口に占める比率の推移(15～34歳・在学中を除く)

		実数(万人)			人口比(在学中を除く %)		
		1992年	1997年	2002年	1992年	1997年	2002年
男女計	狭義のニート	47.9	52.6	64.7	1.9	2.0	2.6
	家事手伝い	15.3	15.7	20.6	0.6	0.6	0.8
男性	狭義のニート	31.2	32.6	39.7	2.5	2.5	3.2
	家事手伝い	0.5	1.1	1.8	0.0	0.1	0.1
女性	狭義のニート	16.7	19.9	25.0	1.3	1.5	2.0
	家事手伝い	14.8	14.6	18.8	1.2	1.1	1.5

注1 「狭義のニート」とは、無業者のうち求職活動をしていない者で、卒業者かつ配偶者なしで通学や家事を行っていない者。

注2 「家事手伝い」は、無業者のうち求職活動をしていない者で、在学も通学もしていず、配偶者なしで家事を行っている者

出典:『子どもがニートになったら』(玄田有史、小杉礼子、労働政策研究・研修機構)

* 5

毎日新聞 全国世論調査

憲法改正に「賛成」と回答した人は58%で、「反対」の34%を上回った。戦争放棄や戦力の不保持を定めた9条については「変えるべきでない」が62%で、「変えるべきだ」の30%の2倍に達した。衆参両院の憲法調査会や自民、民主、公明各党による論議で国民に改憲への支持が広がる一方で、自民党が重視する9条改正についてはなお慎重な国民意識を示した。

調査は9月2日から4日まで全国の4550人を対象に実施し、2418人から回答を得た。調査方法が異なるため単純に比較はできないが、昨年4月と今年4月の電話調査では、憲法を「改正すべきだ」が6割程度、「改正すべきでない」が3割で、ほぼ同じ傾向となっている。

男女別では、男性は改憲派62%、護憲派33%であるのに対し、女性は改憲派54%、護憲派36%だった。世代別では30、40代で改憲派が各65%と最も多く、20～60代の各年代で5割を超えた。70代以上では賛成44%、反対40%と拮抗(きっこう)している。同時に、9条改正について聞いたところ「変えるべきでない」との答えが男性で57%、女性は67%に達した。「変えるべきだ」は男性が38%、女性は23%にとどまった。世代別では、20代の70%が9条改正に反対したのをはじめ、30、50、70代以上の各世代で6割を超えた。改正賛成派は40代の36%が最高。

9条改正賛成派にどの部分を変えるべきかを聞いたところ、戦力不保持と交戦権否認を規定した2項だけを「変えるべきだ」と答えた人が50%。戦争放棄を定めた1項と2項の「両方とも」が35%と続き、1項だけを「変えるべきだ」は13%にとどまった。